

北中城村あやかりの杜 施設使用規定 A

令和 2 年 6 月 1 日現在

- ① あやかりの杜は北中城村の生涯学習施設として、村民の学習活動への寄与を目的に設置された施設です。
宣伝広告やマルチ商法的活動、許可なき物品等の販売、販売を目的としている商品説明会、寄付行為、宗教的儀式や集会等、またこれらに類する目的での使用は出来ません。使用申請にあたっては具体的な使用目的や内容等がわかるよう、使用許可申請書に添えて、申請団体等の概要や催事の内容などを記した書面、当日配布する資料や物品等の提出をお願いします。また当日、当館職員が会場内で立会いのうえ、使用内容の確認をさせていただくことがあります。
- ② 施設の仮予約は直接来館頂く他、電話でも受付けます。仮予約は、当月を含む3カ月先までの期間内となり、仮予約後1週間以内に当館窓口の使用許可申請書を提出の上、使用料を納入して正式な使用許可とします。
なお、仮予約後1週間を経過しても使用料の納入が無い場合、仮予約は取り消しとなります。
- ③ 使用許可申請書の提出により使用料の支払い義務が生じます。日程と時間を充分ご確認の上で提出して下さい。
なお、一旦納入した施設・備品使用料は、原則として一切お返しできません。（台風等での臨時休館は除く）
- ④ 使用許可後は、申請者の都合による日時・使用施設の変更はできません。
- ⑤ 各施設には安全上の理由から収容定員を設けていますので、定員を超過しての使用は出来ません。
申請の際は、十分に検討して該当施設をご利用下さい。（従って、椅子の貸出は致しません。）
- ⑥ 使用時間には、準備や片付け及び清掃時間も含まれます。
但し、次の時間に利用する団体が無い場合に限り、時間延長を認め、超過した追加料金を徴収致します。
- ⑦ 参加者が30名以上の催事については、駐車場の誘導員や会場内の整備員の配置をお願いします。
- ⑧ 宅配業者の手配、荷物の受付対応は行いません。使用者の責任において対応をお願いします。
- ⑨ 当施設を使用して行う催事に関して、張り紙や看板等を設置する場合は、事前に許可を得て下さい。
- ⑩ 村内割引の適用を受ける際には、申請者及び代表者（会社）の村内在住を証明する身分証明書（運転免許証、健康保険証、公的郵便物等）を提示して、現住所の確認をさせていただきます。
なお、申請者の住所が北中城村内にあっても、実際の利用者の過半数が村外の方である場合は適用されません。
- 11 施設使用の権利は、他人・他社への譲渡、転貸は一切出来ません。
- 12 施設内での火気の使用を禁じます。喫煙・飲食(※ゴミは持ち帰り)は、指定の場所でのみ可能です。

【飲食ともに可能】・・・多目的ホール・和室・会議室・研修室・工芸室・ドミトリー（離れ含む）

【蓋付飲物のみ持込み可能】・・・ボランティア室 【喫煙場所】・・・自動販売機前に喫煙スペースあり
- 13 借用施設の鍵を受取る際は、使用許可証を必ず窓口にご提示ください。
使用する施設の鍵は、借用施設が空室の場合は使用開始時刻の15分前から当館窓口で受取ることができます。
- 14 施設使用後は、机・椅子等を使用前の状態に戻し、照明を消し、鍵を閉めてから退室して鍵の返却をお願いします。
- 15 施設内での大声や大きな音の出る楽器の演奏で、他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ⑯ 使用者が施設や設備等を破損、汚損した場合は、その損害を弁償していただきます。
- 17 施設使用中の貴重品等の管理は、使用者の責任において行ってください。
また、駐車場内での事故及び盗難等についても、当館は一切その責任を負いません。
- ⑳ 上記の事項に反する行為があった場合、施設使用を中止し、また今後の使用を許可しないことがありますのでご注意ください。

令和 年 月 日

署 名 _____